

特集・拮抗と流動の古代文学——平安朝文学の胚胎としての8世紀——

## 儀礼と私宴

——葛城王の歌語り——

久富木原玲

はじめに

安積山影さへ見ゆる山の井の浅き心を我が思はなくに

『万葉集』巻十六・3877に見えるこの歌は、周知のように短い物語を伴っている。陸奥国を訪れた葛城王が国司の疎略な接待に怒ったが、采女の歌によって機嫌を直すというものである。この歌は「古今集仮名序」によれば、「難波津」の歌とともに手習歌とされ、広く知られている。葛城王は橘諸兄とするのが有力で、改名前の葛城王時代のもと考えられている。諸兄（六八四―七五四）が橘姓を称するのは七三六年以降であるから、この話はほぼ八世紀前半の出来事ということになる。

この歌物語はその骨格をくずすことなく「古今仮名序」に受け継がれ、さらに解体され再構成されつつも『大和物語』『源氏物語』、『今昔物語集』といった平安時代の多様な作品に、さまざまな影を落としていく。たとえば「大納言の娘」が盗まれる話になっている『大和・今昔』にはもはや采女は現れず物語も全く異なったものになっているが、同じ「安積山影さへ見ゆる」の歌を伝えている点では、『万葉・古今』と軌を一にする

のである。また『源氏物語』「若紫巻」では光源氏が、

あさか山あさくも人を思はぬになど山の井のかけ離るらむ

という歌を詠んでいる。これは「安積山」の歌の本歌取りとも言うべき作であるが、この歌が詠まれた後、物語は「大納言の孫娘」（若紫）を盗み出すという展開を見せる。『源氏物語』においては『大和・今昔』の、「大納言の娘」を盗み出すモチーフが受け継がれつつ、歌が改作されしているとみることができ。同時に、盗み出された「大納言の孫娘」若紫は源氏によって手習いの手ほどきを受けるわけで、この部分では「古今仮名序」の「手習い歌」のモチーフが活かされている。歌物語の「歌」と「物語」とは、それぞれ別々に多様なバリエーションを生成していくのである。<sup>[1]</sup>

そして「葛城王の歌物語」を語り直す宮為は、平安期を待たずに、すでに八世紀の葛城王と同時代、『万葉集』それ自体において始まっているのではないかと思われる。本稿では、この歌語りが神話的な儀礼の枠組みを保ちつつ、同時に現実の儀礼の場とかかわりながら、諸兄の私宴においてあらたな歌物語として語り直された可能性について考える。

一 伝承された歌語り—万葉集卷十六の配列から

葛城王の話とよく似た話に「古事記」「三重の采女」説話がある。雄略天皇に献上した杯に葉が浮いていたので、天皇が怒って斬り殺そうとしたところ、采女が歌を奉って死罪を免れたという話である。

ふたつの話の共通点として、次の二点が挙げられる

①宴席における天皇(王)の怒り

②采女が歌と杯(水)で怒りを鎮める

これらには似たような話の型が存在したことがうかがわれ、そこからそれぞれの歌物語が出来上がっていったものと推測される。采女説話のほとんどは天皇やトヨノアカリにかかわって語られ、天皇自身が登場して死罪にしたり赦したりするなど生殺与奪の権を握っていることを示すものが多い。地方豪族の妹や娘を人質として差し出した采女の物語は、天皇に対する服属儀礼の陰影を色濃く帯びているのである。

『万葉集』における「安積山」の「宴」の場合、宮廷儀礼として重要な「トヨノアカリ」の儀式とは趣を異にするとはいえ、「国司」がもてなすのだから、公的な、あるいはこれに準じるものであったと思われる。さらに歌と杯で王の怒りを解くのも「古事記」と同じである。采女は天皇に近侍して酒や水の奉仕をするから、「杯」はその職掌と深くかかわっていた。「葛城王の歌語り」は、宮廷儀礼にかかわる歌語りが人物と場所をずらして新たな歌語りとして創られたことを示唆する。その際、陸奥が舞台になったのは歌に「安積山」の地名があるから

当然としても、葛城王という人物が選り取られたのはなぜなのであろうか。

葛城王橘諸兄が陸奥に行ったという記録はない。だが、王が遙々と陸奥まで出かけていくからには、重要な任務を帯びていたと考えるのが自然であろう。『続日本紀』には葛城王その他の王に関して任官解官、またこれに類する公的な記録が記されているが、陸奥へ出かけ国司の接待を受けているにもかかわらず、なぜ記録に残されなかったのであろうか。たとえ公式のものではなくて記録されなかったとしても、『万葉集』の配列をみると、この歌語りが歴史的事実に基づくものなのかどうかについては疑問が残る。

この問題を考えるために、まず『万葉集』卷十六の配列を概観してみよう。この巻は「有由縁雑歌」即ち物語的な歌を多く含む巻で、平安時代の物語の先駆的な意義を持つと同時に伝承的な歌を数多く含んでいる。まずは巻全体を概観し、「葛城王の歌語り」がどのような位置にあるかを見てみよう。

A 3786—3815

a 「昔」で始まる歌語り 3786-3805

—桜児・綾児・竹取翁

b 左注に「伝云」を持つ歌語り 3806-3815

—葛城王の話など

B 3821—3859

固有名詞が明らかな歌

—穂積親王・河村王・佐為王の話など

C 3860—3889

筑前ほか、地方が舞台になった歌

(C)には「伝云」一例みえる(3878)

ごくおおまかに分類すると、右のように三つに分けられる。

Aは「昔」で始まる歌語りと、左注に「伝云」を持つ歌語りからなる。「葛城王の歌語り」はこのAの後半部bに配されているが、固有名詞が記されるのはA全体において、葛城王の一例のみである。個人を特定する名前が明記されるのはB歌群の方の特色なのであって、Aのaにおける桜児や竹取翁の場合には、まさしく「昔」話的な物語の中で伝承されてきた名前であるから、当然のことながら現実的な一個人とは異なる。つまりA全体の中で、葛城王だけが特定可能な人物なのである。このような巻十六の配列からすれば、特定できる個人にまつわる歌語りはB群に置かれるべきであった。B群には親王や王にかかわる多くの歌が載せられており、その点から言ってもB群に配される方が自然である。A群には「王」にかかわる話は皆無であり、また葛城王の話は「宴」の折のものだが、A群には「宴」の場で詠まれた例は見られない。さらに「宴」の歌はB群に集中しており、B群は冒頭から「宴」の歌で始まるのである。

しかもB群には葛城王の話と同じく「伝云：固有名詞」の左注を持つものが四例みえる。

3824 | 31 伝云…長思寸意吉慶

3837 伝云…右兵衛

3844 | 45 伝云…大舍人土師宿祢水通字曰志 麿：

3857 伝云…佐為王

四例目の「佐為王」は葛城王橘諸兄の弟であることも考え併せると、「伝云：固有名詞」の左注を持つものはB群に置かれるのが最も自然である。それなのに、なぜ「葛城王の歌語り」だけがA群なのか。これは巻十六全体の配列から見れば、本来B群にあるはずのものがあえてA群に移されたとしか考えられない。しかもA群に置かれた瞬間に、葛城王は特定の個人ではなく、歌語りとして伝えられる伝承上の人物として立ち現れる。即ち「古事記」「三重の采女説話」に代表されるような、天皇と采女に関する遙かな伝承を色濃く残す歌語りとして、である。

A群における葛城王の話は内容的にも異色である。この話の前後はすべて恋愛譚になっているのに、葛城王の話だけが例外である。これがひとつだけ割り込んだかたちになっているのである。A群においては、葛城王の話だけが固有名詞を伴い、これだけが「宴」の場で詠まれ、これひとつだけが恋愛譚ではない、というように「葛城王の歌語り」は形式的にも内容的にも、またテーマの面においても異例づくめなのである。

## 二 佐為王の歌語りと諸兄の私宴——「伝云」の場合

(i)

「葛城王の歌語り」がA群に配されたのはやはり神話的な伝承を担うからであろう。天皇ではなく王の話にずらしたかたちではあるが、『古事記』『三重の采女』のように歌によって権力者の怒りを鎮めるという基本的な構造は共通している。そこで注目されるのが、B群の最後にある「佐為王」の歌語りであ

る。これは第一節で挙げたように、葛城王の話と同様に「伝云：固有名詞」の体裁をとり、さらに内容的にも葛城王の話と類似するものを持つている。佐為王に仕える婢が、仕事のために夫と逢えないことを嘆く歌を「高声吟詠」し、これを哀れに思つた佐為王は以後、彼女の宿直を免じたというのである。王に奉仕する女が歌を吟詠し、それを愛でた王が女を許すというのは、「葛城王の歌語り」と軌を一にする。佐為王に仕える婢は、歌によつて王の怒りを解いた「安積山の采女」の如く、歌によつて王から仕事を免除されるのであつて、前者の話のバリエーションとして考へることが出来る。それは、あの『古事記』「三重の采女」の話とも通底する。

B群には親王によつて褒美が与えられる例があるが、佐為王の話はこれとは根本的に異なる。本文の「免」は重要な意味を担つており、単なる褒美ではなく、あくまでも王が許すところ、ここにポイントがある。「王の慈悲」を語る佐為王の話は、葛城王の話と共に「三重の采女」型の歌語りの主人公として、A群とB群にそれぞれ振り分けられている格好になつてゐる。兄弟の歌語りにおいて、王がすばらしい歌を詠んだ者を許す、免じるといふのは、「三重の采女」型の歌語りの系譜に位置する。葛城王・佐為王の話は「三重の采女」型の歌語りを継承し、兄弟はそのバリエーションを生み出す場を共有してゐたのではないか。

橘諸兄はたびたび自邸で宴を催しているが、特に注目されるのは、『万葉集』巻六の、諸兄が右大臣に就任した年の宴である。

秋八月二十日に、右大臣橘家に宴する歌四首

①1024 長門なる 沖つ借島 奥まへて 我が思ふ君は 千歳にもがも

右の一首、長門守巨曾倍村馬朝臣

②1025 奥まへて 我を思へる 我が背子は 千歳五百歳ありこせぬかも

右の一首、右大臣の和ふる歌

③1026 ももしきの 大宮人は 今日もかも 暇をなみと 里に出でざらむ

右の一首、右大臣伝へて云はく、故豊島采女が歌なり、といふ。

④1027 橘の 本に道踏む 八衢に 物をそ思ふ 人に知らえず

右の一首、右大臣高橋安麻呂卿語りて云はく、故豊島采女が作なり、といふ。ただし、或本に云はく、三方沙弥、妻苑臣に恋ひて作る歌なり、といふ。然らば則ち、豊島采女は当時当所にしてこの歌を口吟へるか。

③の歌の左注によれば、「豊島采女」の歌を諸兄その人が「伝云」している。さらに次の④の作は、高橋安麻呂が「豊島の采女」の歌だと「語」っている。客の安麻呂は主人諸兄に應じて、同じ「豊島采女」歌を披露したと考へられる。諸兄邸の宴において「采女の歌」二首が披露され、うち一首は諸兄自身が伝え、もう一首も同じ采女の作と「語」られる歌が宴に参集した者によつて披露されたというのは興味深い事実である。

さて、右の四首がどのような構成になつてゐるかみてみる

と、①は参集者が主の長寿を言祝ぎ、②はこれに對して主が応え、③④では采女の歌が披露されている。③は宮廷人が精勵する様子が詠まれ、④は恋歌で、一見、対応していないようだが、諸兄の姓である「橘」の語が詠み込まれていることからすれば、「私どもは、橘の木の元を踏み行く八衢の道のように、あなた様をあれやこれやお慕い申し上げている」という祝意の込められたものと受け止めることができる。いずれにしても、主の諸兄自身が「采女」の歌を「伝云」していることは注目される。というのも、「伝云」の万葉集における用例は限られていて、左注にしか見られず、また、前掲の『万葉集』巻十六におけるものが十二例で、その他は四例にすぎない。そして、この四例に諸兄の例も入る。合計十六例中、「伝云」＋固有名詞」の組み合わせは十四例しかないが、その二例を諸兄が占めるのである。さて、巻十六以外の四例のうち、諸兄の私宴における前掲③歌を除いた残りの三例は次の通りである。

麻呂是也

卷12 3098 右一首、平群文屋朝臣益人伝云、昔聞、紀

皇女竊嫁高安王被噴之時、御作此歌。…

卷卷17 3914 右伝云、一時交遊集宴。此日此処、霍公鳥

不喧。仍作伴歌以陳思慕之意、但其宴

所并年月未得詳審也。

一首目は神功皇后の鎮懷石伝説を語った「牛麻呂の言に従って詠んだ」とされるもの。二首目は密事が露見して叱られた皇女の詠を聞いた益人という人物が伝えたもの。三首目は家持の日

録的な部分で、他人から聞いた歌を載せたもの。つまり、これら三例はすべて人から聞いた歌なのである。特に一首目の神功皇后伝説は「那珂郡」とあるから、その土地の人が憶良に話したものであるが、憶良は「実はこれ御裳なり」と注を付している、「口碑より記録の方を重んじる」(新全集)態度を示している。憶良は筑紫に語り伝えられてきたものを記しつつ、記録とも照合していたことがわかる。また二首目は特殊な状況における歌を聞いた人がいて、それを益人が「昔聞」いて伝えたもの。三首目は家持自身が伝え聞く機会があったものかと考えられている。

一首目は神功皇后伝承に関するスケールの大きな歌語りであり、二首目は「昔」起こった皇女の事件にかかわって、皇女その人の八つ当たりにも似た怒りの歌を伝えるという、歌にまつわる小さな、しかし印象深い語りが伝えられている。また「伝云」する主体が諸兄の場合同様、明確に記されているのも注目される。三首目は歌の詠まれた事情としては、決してドラマティックなものではないが、ホトトギスに寄せる風流な雰囲気も伝えている。このように巻十六以外の「伝云」の三つの例はそれぞれ位相は異なるが、主として口頭で伝えられてきたものであること、歌の場(地域)や歌となんらかのかかりのある人物が伝えたものと推測される。巻六の諸兄の宴席における二首の采女歌の場合も、これに準じて考えてよいだろう。即ち、諸兄は采女の歌を知る機会を得、それを自ら「伝云」し、また采女の歌を「語云」のを直接聞くことのできる場を持っていたということである。采女の歌がすでによく知られていたとして

も、諸兄が宴の場で「伝云」したことは注目してよい。

さらに注目されるのは「葛城王の歌語り」の場合、葛城王は「伝云」される側であるが、諸兄邸では彼自身が「伝云」する側に立つということである。葛城王が諸兄ならば、『万葉集』中、彼だけが「伝云」し「伝云」される両方の側面を持つ唯一の人物ということになる。しかも、これらふたつの「伝云」はいずれも采女伝承を伴っており、「宴」の席におけるものである。とすれば采女の歌を「伝云」し且つ「伝語」される、歴史上明らかな天平十年八月の諸兄の私宴は特別な意味を帯びて立ち現れてくる。

(ii)

『万葉集』の采女伝承に関しては、諸兄だけが主体となつて「伝云」し、同時に客体となつて「伝云」されているのはなぜなのであろうか。やはり彼は采女の歌や歌語りになんらかのかたちでかかわっていたのではなからうか。また、そこには「王」という出自も密接に関与するであらう。

「葛城王の歌語り」は「三重の采女」型の話の、宴の場所を宮廷から陸奥に移し、天皇を王にずらしさえずればよい。諸兄の弟、佐為王の歌語りはこれをさらにずらして、同じパターンを示すことはすでに述べた通りである。諸兄兄弟は采女の歌語りを伝えつつ、同時に采女伝承の、特に「三重の采女」型の話をあらたに語り直しているのではあるまいか。そうでなければ、このようなバリエーションの歌語りが彼ら兄弟の名に附会して伝えられたのであろう。特に佐為王の話の場合は、おそら

く事実か、あるいはそれに近い出来事があったものと推察される。それは伊藤博が説くように「中国色（遊仙窟）を背景に据えながら日本の王の慈愛を伝えるもの」としてはやされたのであろう。この場合、歌は、近習の婢が詠んだという形にしたもので、実作者はいることはいうまでもない。」ことと考えることもできる。後者だとすれば、葛城王の話もまた、彼に附会された創作である可能性が高い。この問題について考えるために佐為王の例を含む巻十六B群の「伝云：固有名詞」の体裁を持つ四例の左注について見ておきたい。

①3824 右一首、伝云、一時衆集宴飲也。於時夜漏三更、所聞

狐声。尔乃衆諸誘與麻呂曰、関此饌具雜器狐声河橋等物但作歌者、即応声作此歌也。

②3827 右歌一首、伝云、有右兵衛 姓名未詳、多能歌作之芸

也。于時府家備設酒食、響宴府官人等。於是饌食盛之、皆用荷葉。諸人酒酣歌舞駉駉、乃誘兵衛云、関其荷葉而作歌者、登時応声作斯歌也。

③3824-3825 右歌者、伝云、有大舍人土師宿禰水通、字曰志

婢麻呂也。於時大舍人巨勢朝臣豊人字曰正月麻呂、与巨勢斐太朝臣 名字忘之也、鳴村大夫之男也、兩人並此彼白黒色焉。於是土師宿禰水通作斯歌嗤咲者、而巨勢朝臣豊人聞之、即作和歌酬咲也

④3827 右歌一首、伝云、佐為王有近習婢也。于時宿直不違、

夫君難遇、感情馳、結系恋実深。於是当宿之夜、夢裏相見、覚寤探抱曾無触手、尔乃哽咽高声吟詠此歌、因王聞之哀慟、永免侍宿也。

すべてに固有名詞が記されているのはすでにふれた通りだが、(姓はなくても、名前は記録されている、あるいは名前がわからない場合にはその旨、断っている)、さらに四例中、三例までが「声」にかかわるといふ共通点がある。①は狐の声が聞こえて来たので、その「声に応じ」て詠まれたものであり、②もまた「応声」して作られたとある。④では「高声」で「吟詠」したとある。①②は宴席、④は佐為王の私邸だが、いずれも歌う「声」を聞いている。③には「声」の語はないが、その場で歌を掛け合つて笑いあう様子が見てとれる。笑い声が充滿する場なのである。

葛城王の話には「声」の語は見えないが、采女は葛城王の「膝を撃ち」、この歌を「詠」んだとあるから、④の「吟詠」とほぼ同様に考えてよいだろう。即ち、そこに同席した人々は皆、その声を聞いているわけである。

こうしてみると、葛城王の話がA群に置かれているのは、やはり例外的であり、むしろB群の①—④の話と類似することがわかる。にもかかわらずA群に配されていることから、一回的な宴の話ではなく、A群の特色としてある「昔」という時間の堆積において読むことを要請する。記紀神話の采女伝承は天皇・国家との息を呑むような緊張関係を伝えているが、葛城王の話はA群に置かれることによって、このような神話的な時間を提示する。と同時に葛城王という固有名詞が挿入されることによって、橘諸兄による一回的な事績として享受することも可能になる。「葛城王の歌語り」は、このような二重性を帯びているのである。

ところで、諸兄が「伝云」した歌は「大宮人は暇をなみと里に出でざらむ」というものであった。つまり宮廷に仕えて精勵する宮廷人を詠んでいるのである。これを私宴で披露するといふのは、どのような意味を担っているのであろうか。諸兄の私宴では天皇の側近くに仕える采女が、宮廷人として精勵する大宮人を詠んでいる歌を私宴で「伝云」するのであり、あたかも諸兄の私邸を宮廷に擬する趣があり、宮廷儀礼から私宴への巧妙なずらしが認められるように思われる。

もう一首の豊島采女の歌は自らの秘めた恋を詠んでおり、これもまた天皇に仕えて恋もままならぬ采女伝承の一翼を担っている。その意味では諸兄の宴における二首の采女歌は好一對なのである。

いずれにしても諸兄は采女関係の歌の掌握と、これを語り変えてバリエーションそのものを再生産していく場に関与していたと推測される。たとえば、佐為王の話は「三重の采女」「葛城王の歌語り」のバリエーションであると同時に、豊島采女の「暇をなみに里に出でざらむ」に対応した歌語りでもある。暇のないことを嘆く配下の者に暇を与えるからである。万葉集には「大宮人」の用例は二三例あるが、ほとんどが旧都を偲ぶ歌、もしくは行幸の際の歌で、「暇」の用例は右歌のほか一例のみである。もう一例はこの歌とは逆で、梅をかざして「野遊」に集う歌である。また、「暇」の語はみえないが、宮廷の外へ出て遊ぶ歌は、ほかに二例、月を愛でて遊ぶ歌(1076)、海で砂取りする歌(1218)がある。こうしてみると、豊島采女の歌だけが「暇」がなくて「里」(私宅)へ帰れないと詠んで

いるわけで、ほかの大宮人の歌とは趣を異にしており、天皇に近侍し、束縛の大きかった采女の立場から詠まれたものとして享受されたことがうかがわれる。主に仕えてなかなか私宅へ帰れないことを嘆くのが発端になっている佐為王の話は、この豊島の采女における宮廷を王の私邸にずらしたとみることが出来る。

諸兄兄弟の歌語りは「三重の采女」型のバリエーションであり、同時に諸兄の私邸は采女伝承を披瀝、集成する場として機能し、天皇に連なる王という出自によって采女の歌語りを再生産していく格好の場にあった。

### 三 諸兄と宮廷儀礼

諸兄には「葛城王」の歌語りにその名が組み込まれる、あるいはこの歌語りが再生産される契機としての現実的な儀礼があった。東大寺大仏鑄造の最終段階に入った天平二十一年二月、陸奥国から金が産出された。大仏に塗る金が不足していた折から、同年四月、聖武天皇は皇太子と共に群臣・百官を引き連れて東大寺に行幸し、工事中の大仏の前に陸奥国から黄金が出たことに感謝する宣命を読み上げさせた。この役を務めたのが左大臣橘諸兄であり、その宣命の中には、次のような文言がみえる。

斯地者無物止念部流仁。聞看食国中能東方陸奥守從五位上  
百濟王 敬福伊部内少田郡仁黄金出在奏豆獻。

金が出たのは、陸奥国の百濟王敬福が管轄する内少田郡であった。陸奥・王・諸兄の三要素がここに揃っている。諸兄は実際

に陸奥へ行ったのではなく、大仏建立時に黄金が出たことに感謝する、その記念すべき行幸で宣命を読み上げたことよって、陸奥と結びつけられたのではないか。しかも、金が出たのは百濟王敬福管轄の地であった。從五位上であった彼は、この後從三位になり、陸奥国は調庸を三年間にわたって免じられている。金の産出がいかに大きな功績とされたかがわかる。

そして大仏の前で群臣・百官を従えて宣命を読む諸兄も同じく「王」である。ふたりの「王」が天皇の宣命を媒体として結びつく。「葛城王」の名は、この出来事を契機として陸奥と結合し、さらに天皇の言葉である宣命を読み上げることによって、天皇に代わる立場に立つ。そうした立場は「王」である彼の出自によって可能になる。

采女にまつわる歌語りを「伝云」し、また「伝語」させる場を持っていた諸兄は、このようにして陸奥国と結びつけられ、(あるいは結びつけ)、彼自身が陸奥国へ出かけて采女の歌を聞いたという話が創られていったのではないか。

— 1 —

「葛城王の歌語り」はこのようにして『古事記』「三重の采女」神話に代表されるような「トヨノアカリ」の宮廷儀礼にかかわって伝承され、さらに采女の歌を伝える私宴の場を有していた諸兄に附会されて彼の周辺で語られたものと思われる。また実際の彼の私宴において伝えられた采女の歌二首も采女の宮廷における立場の厳しさを表白するものになっている。即ち、宮廷伝承の一角をなす采女説話が私宴を媒介にして伝えられていることは確かであり、さらに諸兄の私宴は采女の歌語りを生

成、再生する場として機能していた可能性が高い。「葛城王の歌語り」は神話的儀礼空間の緊張感を残しつつ、天皇から王へ、宮廷から地方へとずらしつつ語られていったが、弟の佐為王の歌語りにおいては宴の場が消え、さらに罪を許す、怒りを鎮めるといふレベルから王の配下の者に対する同情・慈愛へと重心が移って緊張感が緩やかになっている。

「佐為王の歌語り」をこのような視点から眺めた場合、「葛城王の歌語り」と同じ枠組を持ちつつ、そこから「采女」の要素が抜け落ちていく瞬間が映し出されていると思われる。この「佐為王の歌語り」は采女が登場しない、「大和・今昔」、さらに「源氏物語」「若紫巻」とは、かなりの階梯があるものの、天皇から王へ、王から大納言の（孫）娘の話へとずらされながらあらたな物語が生成されていく、その動態を見て取ることができるのである。

注(1) 歌と物語は必ずしも、ワンセットとして固定されて語り直されるのではないということとは、「源氏物語における采女伝承—安積山の歌語りをめぐって—」『源氏研究』9 (近刊) において述べた。

(2) 従来の研究では、これらの話が類似すること自体、ほとんど注目されてこなかった。早くは澤瀉久孝『万葉集注釈』、最近では伊藤博『万葉集釋注』(以下、『釋注』と記す) に見えるくらいである。後者には、「話の骨格が酷似する」とか、「葛城王と采女の間には古くから続く流れがあって、平安朝以降にまで伝わったことが知られる」とす

るなど、やや詳しい解説があるものの、古事記・万葉集相互の関係についてはふれられておらず、これらの話にとって重要な意味を担う采女説話そのものにおける分析もなされていない。万葉集の注釈書という性格もあるが、そもそも、記紀の采女説話と万葉集に載る歌物語について文学的に解明する試みが見受けられないのである。采女説話は歴史学の対象として(門脇禎二・磯貝正義など)、あるいは神の女として信仰的民俗学的に捉える(折口信夫)か、あるいはこのふたつの方法を融合させて論じるといふアプローチはある(岡田精司「古代王権の祭祀と神話」・倉塚暉子「巫女の文化」・保坂達雄「神と巫女の古代伝承論」)が、采女の歌語りがどのようにして創られ、伝えられてきたのか、文学的視座からあらためて解明されなければならぬ問題であろう。なお、後者の方法による最近の成果である保坂達雄「采女」「神と巫女の古代伝承論」は、「倭姫命世記」に拠って采女とアマテラスとの関連に言及している点で注目される。地方豪族の娘としての采女が天皇家の祖霊神アマテラスに奉仕する巫女として組み替えられていくことを象徴的に示すのである。

(3) 門脇禎二「采女」・磯貝正義「郡司及び采女制度の研究」などで説かれる通りである。

(4) 歌語りが人物と場所が入れ替わって伝えられていくものであることは、折口信夫「真間・蘆屋の昔語り」「折口信夫全集」第二九巻に説かれている。なお、片桐洋一は場所や人の相違によって実にさまざまなること、さらにその形や内容を異にするさまざまの物語がいとも簡単に結合することを豊富な例に基いて説いている(「歌物語の

- 発生と展開「伊勢物語の研究」(研究篇)。
- (5) 磯貝正義「陸奥采女と葛城王」『郡司及び采女制度の研究』は、歴史的に見て、葛城王は諸兄に相違ないとし、現在の通説になっている。
- (6) Aのbには、「伝・昔」とみえるものが二例(3808, 3810)あり、いわばaとbを繋ぐ役割を果たしている。
- (7) A群には娘の姓が車持氏だとするものが一例みえる(3813)が、これは個人を特定するわけではない。
- (8) 「伝」十六例中、一例は「伝言」、ほかに「伝誦」九、「伝読」二例がある。『万葉集釋注』(以下、釋注と略す)は、大きく「伝誦型と伝云型」に分類して、前者については「歌そのものを吟誦する」という点に比重が置かれたもので、後者は歌の由来に興味を置いたことばであって、語りの場を反映する語(『万葉集の表現と方法上 古代和歌史研究5』116-117頁)と説く。
- (9) 采女説話には悲恋をテーマにするものが多いことを考えれば、葛城王の話は采女の悲恋伝承の連想から置かれたものかとも推測される。この話のすぐ後に愛されなくなった女の嘆きの歌が続くことから、采女説話による連想によって置かれた可能性も一応は考えておきたい。
- (10) 舍人親王が歌の褒美に「錢二千文」を取らせた例がみえる(3838, 3839)。
- (11) 『釋注』による。
- (12) 卷十六には「伝語る」という表現はみえず、歌語り的なものを記す場合には「昔」「伝云」が用いられている。だが、ここでは諸兄の「伝云」に応じて「伝語」とされているので、ほぼ同じ用法とみてよい。
- (13) 「」内引用は『釋注』。なお、同書は、この時の諸兄の私宴歌は①—④の歌だけではなく、本来は十一首からなり、卷六①—④のほか、卷八15「1580の七首があるとして次のように説く。諸兄歌③の前には当日の宴の終わるのをいとおしんでいる気持ちを託したと考えられる二首が置かれていて、諸兄はこれに対して、采女の古歌を朗誦し、「あなたは宴の果てるのをいたく悲しんでおられるが、われらは一般の大官人と違い、今日、みんなで歡を尽くしているではないか。そんなに寂しがることなかれ」という意を込め、④はこの諸兄に伝えて「そう言えば、同じ采女にこんな歌もあります」という次第で披露されたとする。卓見だと思うが、本稿では諸兄の「伝云」に着目して違う角度から論を進めていく。
- (14) 『釋注』は従来から指摘されている「遊仙窟」の影響の色濃いことを述べた上で、「この話は中国色を背景に据えながら日本の王の慈愛を伝えるものとしてもはやされたのであろう。」と説く。
- (15) 契沖は初稿本『万葉代匠記』によって、非諸兄説の祖となったが、その精撰本『万葉代匠記』では諸兄説へと反転している。その理由の一端は、この二重性にあると思われる。契沖の説については稿を改める予定。
- なお、本稿の初稿返送直後の和歌文学会一月例会において、本論を含む口頭発表(安積山の歌語り—記紀万葉から源氏物語へ—)を行った。その席上、田中大士氏より、歌語りの享受と万葉集の配列とはレベルが異なり、二重の享受がなされたことにはならないとの指摘を受けた。この問題については、今後、考究を深めていきたい。